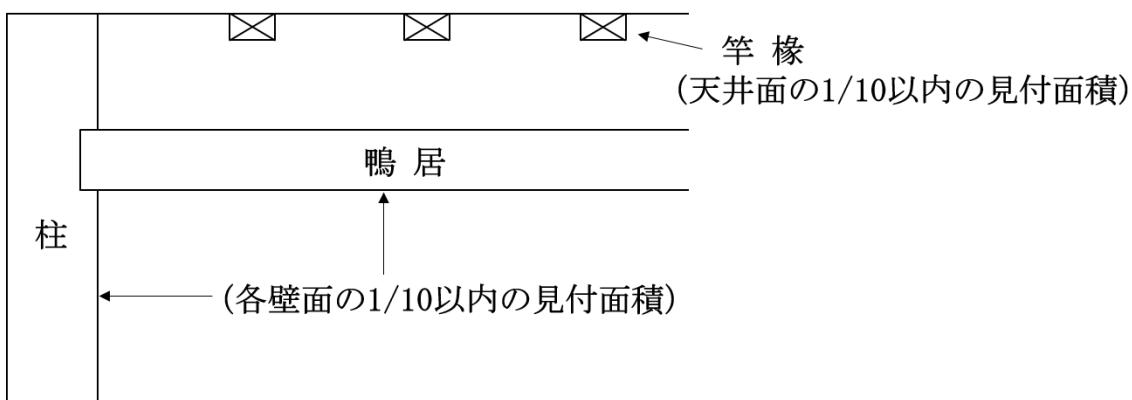


第8 内装制限の取扱い

令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに規則第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）、第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）、第13条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）、第13条の6（スプリンクラー設備の水源の水量等）、第14条第1項（スプリンクラー設備に関する基準の細目）、第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）及び規則第28条の2（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取扱いについては、次によること。

- (1) 令及び規則に規定する「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び洗面所、機械室、倉庫等の居室以外の室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいうものであること。
- (2) 建基法では、廊下、階段その他の通路等を除き、床面からの高さが1.2m以下の部分は、内装制限の対象には含まれないが、令及び規則に規定する「室内に面する部分」は、床面からの高さが1.2m以下の部分についても対象となるものであること。ただし、次に掲げる部分については、「室内に面する部分」の対象から除いて差し支えないものとする。
 - ア 押入れ、物入れ等（収納のために人が内部に入り出するような規模及び形態を有していないものに限る。）
 - イ 浴室（ユニットタイプのもので、かつ、内部に風呂釜等の火気設備が設けられていないものに限る。）、トイレベース等
- (3) クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地材から対象となるものであること。
- (4) 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成12年建設省告示第1439号）による内装の仕上げは、消防法令における難燃材料で仕上げたものには該当しないものであること。
- (5) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、令第9条の適用により別の防火対象物とみなされるものについては、当該部分ごとに内装制限の対象とするものであること。
- (6) 壁又は天井の部分に柱、はり等の木部が露出する場合で、柱、はり等の室内に面する部分の表面積が各面（各壁面及び天井面）の面積の1/10を超える場合は、当該柱又ははり等の部分も壁又は天井の一部とみなして内装制限の対象として取り扱うものとする。（第8-1図参照）



〈第8-1図〉